



年末調整の時期になりました！

給与所得者の方

▼年末調整とは

サラリーマンなどの給与所得者にかかる年間の所得税額は、毎月の給与や賞与から天引きされています。しかし、一年間分の所得税の総額と必ずしも一致しません。このため、年間の給与総額が確定する年末に、会社へ「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出することで、その年の税額の過不足を調整するものです。この年末調整により、給与所得者は確定申告をする必要がなくなりますので、忘れずに年末調整を行いましょ。



事業主(給与支払者)の方

▼給与支払報告書の提出は1月末！

事業主(給与支払者)は、支払いを受ける人(給与所得者)の居住する市町村に、一年間に支払った給与等の明細である【給与支払報告書】を提出する義務があります。

個人住民税の特別徴収が厳格化へ！

個人住民税の特別徴収は、事業主の皆さんが所得税と同様に、特別徴収義務者として従業員に支払う給与から個人住民税を毎月徴収し、その従業員に代わり、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

地方税法や市の条例により、従業員の個人住民税は原則として特別徴収により収めていただくことになっています。

■平成26年度(25年分)以降

特別徴収が厳格化され、給与支払報告書に次の理由が記載されていない従業員につきましては、特別徴収となります。

- ① 5月末までに退職予定
- ② 給与支払金額が93万円以下
- ③ 給与の支払いが不定期



■お問い合わせ
税務課市民税担当
(内線153~155)

事業主の方へ 償却資産の申告が必要です！

▼償却資産とは

会社や個人で事業をしている方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの有形資産のことをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

※資産の増減にかかわらず、必ず申告が必要です。

■対象となる資産

平成26年1月1日現在で所有する償却資産
・構築物(広告塔・舗装路面・水槽・煙突など)

・機械および装置

(製造設備など)
・車両および運搬具
(フォークリフトなど)

※自動車税、軽自動車税の課税対象は除く

・工具・器具・備品(事務機器・各種工具など)

■申告期限

平成26年1月31日(金)

■お問い合わせ・申告先

税務課固定資産税担当
(内線156~158)

■お問い合わせ・提出先

税務課市民税担当
(内線153~155)

■提出先

給与所得者が平成26年1月1日現在に居住する市町村

■提出期限

平成26年1月31日(金)

自動車（バイク・農耕車） 登録・廃車手続きをお忘れなく！

次の場合は、忘れずに手続きを行ってください。

- ・所有者が亡くなった
- ・氏名や住所が変わった
- ・自動車を廃車した
- ・売買などで所有者が変わった
- ・改造して排気量が変わった

これらの手続きを怠ると、下取りに出した自動車や処分した自動車（バイク・農耕車）の納税通知書が届くことや、納税通知書が届かないなど、トラブルの原因になります。

この機会に自動車、バイク、トラクターなどについて手続きが済んでいるか、再度ご確認ください。

また、標識がついたままのバイク等を知人に貸し、トラブルの原因になることも多くあります。

標識を譲渡したり貸し付けたりすることは禁止されています（市税条例93条8）ので、安易に貸したりせず、必ず登録・譲渡の手続きをしてください。

【登録・変更・廃車の手続き先一覧】

車両	手続き先・電話番号
普通自動車	山梨陸運局 ☎050-5540-2039
バイク（250cc超）	
軽自動車	軽自動車協会 ☎055-262-7548
バイク（125cc～250cc）	
原動機付自転車（50cc～125cc）	韮崎市役所 ☎22-1111（153・154・155）
農耕車（トラクター等）	

■課税状況のお問い合わせ
*普通自動車
総合県税事務所
☎055126214662
*軽自動車・原付・バイク
市税務課市民税担当
(内線153～155)

【自動車にかかる税金一覧】

購入	保有	使用
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車取得税（県税） ・消費税（国税） ・地方消費税（県税） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税（県税） ・軽自動車税（市税） ・自動車重量税（国税） 	<p>【ガソリン消費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揮発油税（国税） ・地方道路税（国税） <p>【軽油消費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油取引税（県税）



平成26年4月1日から消費税率が引き上げられます。

●消費税法等の一部を改正

主な改正内容は、次のとおりです。

- ①消費税込収入の用途の明確化
社会保障施策に使用されます。
- ②消費税率の引き上げ（地方消費税を含む）
平成26年4月1日から … 8%
平成27年10月1日から … 10%
※経済状況等により勘案
- ③税率引き上げに伴う経過措置
（適応開始日以後行われる資産の譲渡等の一部）

●消費税を円滑・適切に転嫁するための消費税込価格転嫁等総合センターを設置

- ①広告・宣伝
- ②消費税総額表示
- ③便乗値上げ など

◆転嫁に関するお問い合わせ

専用ダイヤル ☎0570-200-123

●価格の表示方法を変更

（平成29年3月31日まで）

【例】 100円の商品の場合

現在：総額表示（105円）

↓

平成26年4月1日から

100円（税抜き）

100円（税抜価格）

100円（本体価格）

100円+税

上記のように、総額で表示されない場合もありますので、価格の表示にご注意ください。

■その他お問い合わせ

甲府税務署 ☎055-254-6105